

江戸の刑罰

ケンペルの『日本誌』を通して、日本の刑罰の厳しさは当時のヨーロッパにもよく知られていた。ケンペルは、日本の法律をこのようにいう。

日本の法律が過酷であるのは、いかなる犯罪であっても罰金刑のみでその罪が赦されるようなことはないという点に示されている。帝国の命令に違反した者は、赦免や情状酌量を受ける望みも空しく、体罰か死刑でもってその罪を償わねばならない。例外とされたのは帝国内の諸侯や名のある者達で、彼等は自らの罪の代償として、ある島々に追放されるか、または自ら自決するよう命じられるかであった。このような法律は他になく、それを適切に制御し自ら律するのは日本人のような国民だけであろう。

法律とは、ただ貧しい人々のためにあるべきであり、（それは確かに理由のないことではないが）金持ちが金の力で罰を逃れるような行為はとてつもなく悪質で、正義に反することであると考えられた。

私はこの国を何度も旅する中で、法令を公に告示するために、往來の定められた場所に掲げられている高札の文章が、簡潔簡明に書かれていることに感銘を受けてきた。それには臣民が果たすべき皇帝の命令が、できうる限り少ない言葉数で書かれている。その法令がどのような理由によって施行されるのか、あるいは立法者の動機や意図が何であるのかも言及されることなく、違反した場合の罰則についても定めていない。このような簡潔さこそが、君主の威厳に相応しいことであると考えられているのである。自分が下した命令の理由を知っているのは皇帝一人で十分であり、その判断を問うような行為は反逆罪であると思われるだろう。⁽¹⁾

モンテスキューは『法の精神』の中で、「行き過ぎた刑罰は、専制政治そのものを瓦解させることがあり得る」として日本の話題に触れ、その地では「罪のほとんどは死をもって償われる」、それは「偉大な皇帝への不服従こそが大罪」であるからで、その刑罰にとつて「問題であるのは犯人を矯正させることではなく、皇帝の怨みを晴らすこと」にあるのだという。「しかしながら生まれながらにして死を軽視し、ほんの些細な気紛れで切腹するような人々が、打ち続く極刑を目にすることで矯正の念にかられたり、それが犯罪の抑制に繋がるものだろうか。むしろそこには慣れ合いが生じるのではないか」と疑問を呈し、「賢明な立法者であるなら、刑罰と裁量の正しい中庸によつて、こうした性質に相応しい哲学や道徳、宗教の箴言によつて、名誉の戒律の正しい適用によつて、実のある幸福と穏やかな平安の享受によつて、その精神を本心に立ち戻らせようとしたらう」、「しかし日本の専制政治はこのような統治法を全く知らず」、「それはみずからを乱用するが、それがないうるすべてであり」、「日本において法は努力をしたが、それはおのれの姿よりも醜悪となった」、そして「あらゆる恐怖を吹き込まれ、より心の平安を失くした魂は、より大きな残虐さによつてしか導くことができなくなった。これが日本の法の起源であり、その精神である」と述べている。『法の精神』はベストセラーとなり、一七四八年に初版が刊行されてから僅か一八カ月の内に二二回も版を重ねた⁴。おそらくゴロヴニンの書架にも加えられていたに違いない。しかしこの問題について、ケンペルの意見はモンテスキューと異なっている。

「法多ければ罪人多し」とはどの国においても言われることだが、この国の裁判官に関しては、彼等が明文化された厳しい法律を用いて、人々を犯罪に誘う可能性のあるような様々な機会——それはほとんどないか、あつてもごく僅かである——までも阻止しようと努めていること、そして僅かな違反でも体罰か死以外は逃れ得ないという事実は、彼等の知恵と周到さ、そして人民への優しさと愛情を明白に証立てるも